

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
交付要綱
（インフラ整備事業（水産基盤整備事業））

令和7年3月31日
6水港第2720号

農林水産事務次官

第1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）第6の1の3）のインフラ整備事業（水産基盤整備事業）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付の対象及び補助率等

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

事業の実施に当たっては、水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）、水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）、漁村整備事業実施要領（令和3年4月1日2水港第2255号農林水産事務次官依命通知）及び漁村整備事業実施要領の運用について（令和3年4月1日付け水港第2256号水産庁長官通知）によるものとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）とし、別表 1 のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

また、認定地方公共団体である市町村が、法第 5 条第 15 項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき漁港施設等の整備を行う場合、当該市町村を、適正化法第 2 条第 6 項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を、交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第 3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、交付規則の規定に基づき農林水産大臣（以下「大臣」という。）が行うものとする。ただし、第 6 第 3 項の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第 4 交付金の交付期間

大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、制度要綱第 5 第 1 項に規定する第 2 世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度から起算して、おおむね 5 か年以内とする。

第 5 交付限度額

交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A：実施計画に記載されている対象事業ごとに別表 1 の要件等に掲げる経費

B：実施計画に記載されている対象事業ごとに別表 1 の国の負担割合に掲げる割合

第 6 単年度交付額

1 単年度交付額

第 5 に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

単年度交付額＝交付限度額×C－D

C：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業に要する経費として充てることができる。

但し、同一認定地方公共団体において、同一実施計画内の事業間で関係省庁間の協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6第1項に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものをを用いることとする。

第8 調査指導監督費

漁港施設等に係る整備を市町村が実施する場合は、大臣は、都道府県に対し、工事費と別に、調査指導監督費（都道府県が認定地方公共団体である市町村に対して行う調査及び指導監督の事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受ける認定地方公共団体（以下「交

付申請者」という。)は、毎年度、水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が別に通知する日までに、交付申請書を大臣（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下第 11、第 12、第 13 及び第 14 において同じ。）に提出しなければならない。

第10 交付決定の通知

大臣は、第 9 の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付申請者に対しその旨を通知するものとする。

なお、北海道知事から書類の提出があり、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により交付金の交付を決定する場合には、国土交通省北海道開発局長に通知するものとする。

第11 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第 7 条第 1 項の規定に該当するときはあらかじめ別記様式 2 号による変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業（制度要綱の第 6 の 1 の 3）のインフラ整備事業という。）の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付金額の増減を伴う変更が生じないものは、適正化法第 7 条第 1 項第 3 号の軽微な変更とし、前項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第12 申請の取下げ

交付申請者は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げる場合は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、大臣に対し、別記様式第 3 号による申請取下書を提出するものとする。

第13 遂行状況報告

- 1 適正化法第 12 条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 4 号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を大臣に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第 1 項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第14 実績報告

- 1 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、交付申請者は、事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付申請者は、事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

第15 額の確定の通知

大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に通知するものとする。

なお、北海道知事から書類の提出があり、適正化法第15条の規定により額の確定をする場合には、国土交通省北海道開発局長に通知するものとする。

第16 交付金の経理

交付申請者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付申請者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第17 事業の適正な実施

第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であって、市町村長が第6第2項に規定する事業の進捗率の変更、又は第6第3項に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

附 則（令和7年3月31日付け6水港第2720号農林水産事務次官通知）

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
（1）地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振

第 130 号農林水産事務次官、国水下事第 3 号国土交通事務次官及び環境対発第 1604202 号環境事務次官通知)

(2) 地方創生港整備交付金交付要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 水港第 2703 号農林水産事務次官及び国港総第 730 号国土交通事務次官依命通知)

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和 6 年度末までに法第 5 条第 15 項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第 5 条第 4 項第 1 号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別表 1

交付対象事業	事業主体	要件等	国の負担割合	摘要
水産物供給基盤整備事業等 実施要領の第2の1の(2) のア（水産物供給基盤機能 保全事業）及びイ（漁港施 設機能強化事業）の事業	水産物供給基盤整備事業等 実施要領の第3に定める実 施主体とする。ただし、都 道府県又は市町村に限る。	事業内容及び要件について は、水産物供給基盤整備事業 等実施要領の運用についての 第1に準じる。 対象経費については、水産基 盤整備事業補助金交付要綱の 別表1に定める経費に準じ る。	水産基盤整備事業補助金交 付要綱の別表1の当該事業 名に定める補助率に準じ る。	
漁村整備事業	漁村整備事業実施要領の第 4に定める実施主体とす る。	事業内容については、漁村整 備事業実施要領の第3に準じ るものとし、要件については、 漁村整備事業実施要領の運用 についての1～3に準じる。 対象経費については、水産基 盤整備事業補助金交付要綱の 別表3に定める経費に準じ る。	水産基盤整備事業補助金交 付要綱の別表3の当該事業 名に定める補助率に準じ る。	

別記様式第1号（第9関係）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度において、下記のとおり新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）のうちインフラ整備事業（水産基盤整備事業）に係る事業を実施したいので、新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱第9の規定に基づき交付金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画総括表（別添1）
- 3 事業の完了予定年月日
- 4 収支予算書（別添3）
- 5 添付資料
環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

別記様式第2号（第11関係）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）変更申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定の通知を受けた新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）について下記のとおり変更したいので、新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更事業計画総括表（別添2）
- 3 変更事業の完了予定年月日
- 4 収支予算書（別添3）

（注）交付金事業に要する経費及び交付金の額が増加する場合には、「変更申請書」を「交付決定変更及び追加交付申請書」とする。

別記様式第3号（第12関係）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）申請取下書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号で交付の申請を行った新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の実施について、その申請を取り下げたく、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

別記様式第4号（第13関係）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の遂行状況を新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱第13の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

1 遂行状況報告（別添4）

別記様式第5号（第14関係）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（北海道にあっては北海道開発局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を下記のとおり実施したので、新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱第14第1項の規定に基づき報告する。

記

- 1 事業実績総括表（別添5）
- 2 収支精算書（別添6）
- 3 施設別総括表（別添7）
- 4 事業完了年月日
- 5 事業実績内訳表（別添8）
- 6 取得財産調書（別添9）
- 7 調査及び指導監督費実績表（別添10-1～10-3）
- 8 添付資料

交付申請時に提出した環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨を報告時欄にチェックしたものを添付すること。

別記様式第6号（第14関係、繰り越した場合）

年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 北海道にあつては北海道開発局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

地方公共団体名 長の職名及び 氏 名

年 月 日付け〇〇第〇〇〇号をもって交付決定の通知を受け翌年度へ繰り越した新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の会計年度が下記のとおり終了したので、新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱第14第2項の規定に基づき報告する。

記

1 事業実績内訳表（別添8）

添付資料

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(3) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑦	☐	※特定事業場である場合(該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(4) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑧	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑨	☐	関係法令の遵守	☐
⑩	☐	環境配慮の取組方法の策定や研修の実施に努める	☐
⑪	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑫	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 ※の記載内容に「該当しない」場合には☐にチェックしてください。

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 都道府県自身が事業実施主体となる場合には、環境負荷低減のチェックシート提出を

みどり認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施にあたり、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、当該チェックシートの提出を省略できます。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

別添1 事業計画総括表

(会計)		(所管)		(組織)		(項)		(目)		当年度実施							累 計			備 考
所管	区分名	全体計画		実施済		事業費 (D)	工事費	負担区分						事業費 (G) = (B) + (D)	進捗率 (G) / (A)	交付金 (C) + (E)				
		事業費 (A)	交付 限度額	事業費 (B)	交付金 (C)			交付金 (E)	引上額 (F)	小計 (E) + (F)	都道府県	市町村	その他							
(例)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円				
水産庁	漁港施設																「α計画」			
	調査及び 指導監督費																「β計画」			
所管計																				

- 注
- 1

都道府県単位で会計ごとに調整し同一のものを作成すること。
- 2

複数の区分又は計画があるときは、区分及び計画ごとに作成の上、所管合計を記載すること。
- 3

区分名欄は、対象施設、調査及び指導監督費の別に記載すること。
- 4

交付金欄(実施済、当年度実施、累計)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。
- 6

引上額が発生する場合は、算出根拠を別に添付すること。
- 7

進捗率欄には、年度終了時の見込みの進捗率を記載すること。
- 8

備考欄には、計画名を記載すること。
- 9

調査及び指導監督費の算定資料を添付すること。

別添2 変更事業計画総括表

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)	当年度実施										累 計			備 考
所管	区分名	全体計画		実施済		事業費 (D)	工事費	負担区分						事業費 (G) = (B) + (D)	進捗率 (G) / (A)	交付金 (C) + (E)		
		事業費 (A)	交付 限度額	事業費 (B)	交付金 (C)			交付金 (E)	引上額 (F)	小計 (E) + (F)	都道府県	市町村	その他					
(例)	水産庁	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	「α計画」	
		漁港施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		「β計画」
	調査及び 指導監督費	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
所管計			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		

注 前回交付決定の金額を上段()書きすること。その他は、別添1に準ずるものとする。

別添3 収支予算書

(会計) (所管) (組織) (項) (目)

(1) 収入

予算額							備考
交付金			都道府県	市町村	その他	合計	
単年度交付額	引上額	合計					
円	円	円	円	円	円	円	

注 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。

(2) 支出

区分	予算額	備考
工事費	円	
合計	円	

注 1 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。
2 表(1)と合計額を一致させること。

(参考)引上額の算出根拠

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)				
所管	区分名	対象事業費 (a)	国の負担割合 (b)	引上率 (c)	引上額 (d)=(a)×(b) ×(c-1.0)	調整額 (e)	引上額計 (d)+(e)	備考
(例)		円			円	円	円	
水産庁	漁港施設							「α計画」 「β計画」

注

- 1 会計ごと、所管ごとに作成すること。
- 2 区分名欄には、対象施設を記載すること。
- 3 対象事業費欄には、(変更)事業計画総括表の(D)の額を記載すること。
- 4 国の負担割合欄には、要綱別表1に定める割合を記載すること。
- 5 引上率の欄には、要綱第7に規定する引上率を記載すること。
- 6 調整額の欄には、前年度実績報告時に必要な調整額として算出した額を記載すること。
- 7 備考欄には、計画名を記載すること。
- 8 (変更)事業計画総括表及び収支予算書の引上額欄には、引上額計に掲げる額を記載すること。

別添4 遂行状況報告

年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)事業遂行状況報告

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)		
所管	区分名	計画事業費	実績事業費	進捗率	残事業費	備 考
(例)		円	円	%	円	
水産庁	漁港施設					「α計画」 「β計画」

備考

- 1 都道府県単位で調整し会計ごとに同一のものを作成すること。
- 2 複数の区分又は計画があるときは、区分及び計画ごとに記載すること。
- 3 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において区分を追加すること。
- 4 区分名欄は、対象施設を記載すること。
- 5 備考欄には、計画名、施設間充当の概要を記載すること。
- 6 事業費は、工事費とする。
- 7 進捗率欄には、計画事業費に対する実績事業費の割合を記載すること。

別添5 事業実績総括表

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)		計 画						実 績						備考
所管	地区名	事業 主体	交付決定			事業費	負担区分					事業費	負担区分					
			番号	年月日	変更 年月日		交付金	引上額	都道府県	市町村	その他		交付金	引上額	都道府県	市町村	その他	
(例)						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
水産庁	D漁港	〇〇県																「α計画」
	E漁港	△△市																「α計画」
	F漁港	××町																「β計画」
所管計																		

- 注
- 1 都道府県単位で調整し会計ごとに同一のものを作成すること。

2 複数の地区があるときは、地区ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。

3 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において地区を追加すること。

4 地区名欄には港湾名又は漁港名を記載すること。

5 交付決定の変更年月日欄には、最終変更の年月日を記載すること。

6 計画(事業費、負担区分(交付金、引上額、都道府県、市町村、その他))欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。

7 他の施設に交付金の充当を行った場合は、実績(事業費、負担区分(交付金、引上額、都道府県、市町村、その他))欄には、充当後の金額を記載すること。

8 交付金欄(計画、実績)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。

9 引上額が発生する場合は、算出根拠を別に添付すること。

10 備考欄には、計画名と、施設間充当の概要を記載すること。

別添6 収支精算書

(会計) (所管) (組織) (項) (目)

(1)収入

予算額							精算額	差引増減額	備考
交付金			都道府県	市町村	その他	合計			
単年度交付額	引上額	合計							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

注 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。

(2)支出

区分	予算額	精算額	差引増減額	備考
工事費	円	円	円	
合計	円	円	円	

注 1 会計ごと、事業主体ごとに作成すること。
2 表(1)と合計額を一致させること。

(参考)引上額の算出根拠

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)									翌年度以降	備考
所管	区分名	計 画						実 績					に必要な 調整額 (j)-(f)	
		対象事業費 (a)	国の負担割合 (b)	引上率 (c)	引上額 (d)=(a)×(b) ×(c-1.0)	調整額 (e)	引上額計 (f)=(d)+(e)	対象事業費 (g)	国の負担割合 (h)	引上率 (i)	引上額 (j)=(g)×(h) ×(i-1.0)	引上額計 (j)+(e)		
(例)		円			円	円	円	円			円	円	円	
水産庁	漁港施設													「α計画」 「β計画」

注

- 1 会計ごと、所管ごとに作成すること。
- 2 区分名欄には、港湾施設、漁港施設の別を記載すること。
- 3 対象事業費欄(実績)には、事業実績総括表の実績事業費の額を記載すること。
- 4 国の負担割合欄には、要綱別表1に定める割合を記載すること。
- 5 引上率の欄には、要綱第7に規定する引上率を記載すること。
- 6 備考欄には、計画名を記載すること。
- 7 事業実績総括表及び収支精算書の引上額欄には、引上額計(実績)に掲げる額を記載すること。

別添7 施設別総括表

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)										
計画の 名称	地区名	事業主体	事業期間	全体計画		前年度まで実施済		当該年度		累計			備考	
				事業費	交付 限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	進捗率	交付金		
				円	円	円	円	円	円	円	%	円		

- 注
- 1 漁港の地区ごとに別葉で作成すること。
 - 2 地区名欄には漁港名を記載すること。
 - 3 交付金欄(前年度まで実施済、当該年度、累計)には、要綱第7に規定する引上額を除いた額を記載すること。

別添8 事業実績内訳表

(会計)		(所管)	(組織)	(項)	(目)	工事費内訳				交付金内訳						備 考
所管	地区名	事業主体	工種	事業費	工事費	本工事費	附帯工事費	測量設計費	その他	国の負担割合	交付決定額	既受取額A	不用額	精算額B	返還額A－B	
(例)				円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
水産庁	A漁港	〇〇県														「α計画」
	B漁港	〇〇県														「β計画」
	C漁港	〇〇県														「α計画」 A漁港から一部充当

注

- 1 様式は会計ごと、所管ごとに別葉で作成すること。
- 2 都道府県ごとに取りまとめること。
- 3 複数の地区があるときは、地区ごとに記載すること。
- 4 他の施設に交付金の充当を行った場合は、交付申請時の所管において地区を追加すること。
- 5 地区名欄には漁港名を記載すること。
- 6 工種欄には、漁港漁場整備法第3条に掲げる施設のうち主要な施設を記載すること。
- 7 事業費欄、工事費欄には、国の負担割合に複数の率があるときは、率の高い順に率ごとの小計額を7の内訳として記載すること。
- 8 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 9 交付金内訳に掲げる事項欄は、地区名に対応する額は記入せず、合計額のみ記載すること。
- 10 交付金内訳の交付決定額欄には、要綱第7に規定する引上額を含めた最終の交付決定額を記載すること。
- 11 備考欄には、計画名と、施設間充当の概要を記載すること。

別添9 取得財産調書

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)				
事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	価格	検収(取得) 年月日	耐用年数	備考
(例)				円	円			
〇〇県								
△△市								
××町								

注

- 1 水産庁所管分についてのみ会計ごとに作成すること。
- 2 都道府県ごとに取りまとめ、事業主体ごとに記載すること。
- 3 名称欄には、機械、器具名を記載すること。

別添10-1 調査及び指導監督費実績表

(会計)	(所管)	(組織)	(項)	(目)		
地区名	事業主体	事業費	算出基準	調査及び 指導監督費	交付金	備考
(例)		円	%	円	円	
D漁港	〇〇県					
E漁港	△△市					
F漁港	××町					

- 注
- 1 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。
 - 2 事業費欄には、事業主体の工事費を記載すること。

別添10ー2 調査及び指導監督費実績表

(会計)		(所管)		(組織)		(項)		(目)		交付決定 番号 年月日	備考
地区名	事業主体	事業費		調査及び指導監督費		交付金					
		計画	実績	計画	実績	計画	実績				
(例)		円	円	円	円	円	円				
D漁港	〇〇県										
E漁港	△△市										
F漁港	××町										

注 交付決定番号年月日欄には、最終の交付決定番号年月日を記載すること。

別添10－3 調査及び指導監督費実績内訳表

種別	科目		計画額	実績額	比較増減 (△)	構成比	使途内訳
	区分	細目					
			円	円	円	%	